

# 令和7年度 行橋市下水道排水設備指定工事店指定申請要領

## 1 資格要件

- ・**行橋市に登録をしている責任技術者を1名以上専属雇用**していること
- ・排水設備工事の施工に必要な機械器具を有すること。
- ・福岡県内に営業所があること 等

## 2 受付期間

令和8年2月9日（月）～令和8年2月20日（金） ※土・日、祝日は除く  
午前9時から午後4時まで

## 3 申請書等の提出先

行橋市役所 下水道課（西棟2F）

## 4 指定申請手数料

（新規）3,000円／工事店 （更新）2,000円／工事店

手数料は、同封の納入通知書により、**郵便局以外の金融機関にて納入**してください。  
**（※納入者欄に必ず工事店名を記入してください。）**

## 5 提出書類 ※この順番に綴ること

- ① ☆下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
- ② ☆条例第8条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号）
- ③ 個人の場合は、申請者（代表者）の住民票  
法人の場合は、定款（財団法人等の場合は寄附行為）及び登記簿の謄本
- ④ ☆専属雇用する責任技術者の名簿及び**雇用関係を証明する書類**
- ⑤ 専属することとなる責任技術者の責任技術者証の写し
- ⑥ ☆営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第3号）
- ⑦ ☆工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類（様式第4号）
- ⑧ 市（町村）納税証明書（滞納のない証明書）  
※法人の場合は、代表者の方の証明書も必要になります。
- ⑨ 指定の更新の場合は、下水道排水設備指定工事店証の写し
- ⑩ 指定申請手数料領収書の写し

※ ☆印の書類は別添用紙をよく読み、それに従って記入等の上、提出してください。

## 6 指定工事店の通知（令和8年3月上旬頃予定）

（新規）市が指定の内定を決定したときは、工事店宛てに郵便にて通知します。

（更新）市が指定の更新を決定したときは、工事店宛てに郵便にて通知します。

## 7 保証金の納付（新規の場合のみ）

指定の内定通知を受けた者は保証金を納入してください。

① **保証金額 50万円／工事店**

② 納入期間については、内定通知時にお知らせします。

お問い合わせ先

行橋市役所 下水道課 管理係

担当：上田

TEL 0930-25-1111 内線1271

## ○行橋市下水道条例（抜粋）

### （排水設備指定工事店の指定）

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

- 2 前項の指定の有効期間は、指定工事店の指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長はこれを短縮することができる。
- 3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

### （指定の申請）

第7条 前条第1項の規定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第9条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名
  - 3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。
    - (1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
    - (2) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
    - (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
    - (4) 専属雇用する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類
    - (5) 専属することとなる責任技術者の第14条の規定により交付された責任技術者証の写し
    - (6) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類
    - (7) 市（町村）納税証明書（福岡県内の市町村に係るもの）

### （指定の基準）

第8条 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。
  - (2) 排水設備工事の施工に必要な機械器具を有すること。
  - (3) 県内に営業所がある者であること。
  - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - イ 第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
    - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
    - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 市長は、第6条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。

### （排水設備工事責任技術者）

第9条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

- 2 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び規則並びにその他市長が定めるところに従い、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
  - (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
  - (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
  - (4) 第 19 条第 1 項に規定する検査の立ち会い
- 3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(指定工事店証)

第 15 条 市長は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、第 18 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第 16 条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

(変更の届出等)

第 17 条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第 8 条第 1 項第 4 号ア、工若しくは才のいすれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第 18 条 市長は、指定工事店が次の各号のいすれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の指定を取り消し、又は 1 年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項各号に適合しなくなったとき。
  - (2) 第 9 条第 1 項の規定に違反したとき。
  - (3) 第 16 条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
  - (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - (5) その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
  - (6) 不正の手段により第 6 条第 1 項の指定を受けたとき。
- 2 第 8 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(排水設備等の工事の検査)

第 19 条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から 5 日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査をする職員は、検査員証を携帯し、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証及び章標を交付するものとする。